

## 防災対策の徹底について

### 1 職員等の防災意識の高揚

災害による被害の未然防止のためには、日頃から職員、入所者等が防災意識を強く持つことが大切であり、施設等の管理者は、職員及び入所者等の防災意識の醸成、高揚に努めること。

### 2 入所者等の状況の把握

入所者（利用者）の外出等の状況を常時把握するとともに、災害に関する情報を職員及び入所者等に対して迅速かつ的確に伝達すること。

なお、山鳴り、地面のひび割れ等の前触れがあるなど、大雨等による土砂災害の危険が感じられる場合、早急な避難及び避難後の援護が行われるようにすること。

また、要介護度の高い者については、避難の容易な避難出口に最も近い居室にするなど配慮すること。

### 3 防災体制の整備

施設等の管理者は、施設等の実態に即した防災体制の整備を図るとともに、全職員の責任分担を明確にし、非常の際には迅速かつ円滑に機能するようにすること。

### 4 施設建物及び周辺環境の把握

施設建物、がけ崩れの恐れがある急傾斜地、堤防崩壊の危険があるため池などの状況を的確に把握し、必要に応じて、適切な措置を講ずること。特に、土砂災害（特別）警戒区域に施設がある場合は、関係市町、消防機関等との情報交換、連携を図ること。

また、耐震基準を満たしている施設、建築基準法の改正前（昭和56年度以前）の施設については、耐震化に努めること。

### 5 情報の収集及び協力体制の確立

消防機関、地域の消防組織、医療機関、近隣施設、その他の関係機関等との日常の連携を密にし、気象等に関する情報、山火事の延焼等災害発生への恐れに関する情報等の収集、伝達、提供が迅速かつ円滑に行われるよう、また、消火活動、避難等が迅速かつ円滑に行われるよう、その体制の確立に努めること。

### 6 有効な避難訓練等の実施等

職員及び入所者等に対して避難場所、避難経路など避難時における知識を周知させるとともに、非常時には迅速かつ安全に避難を行えるよう有効な避難訓練を実施すること。

特に、「4 施設建物及び周辺環境の把握」により、危険箇所立地している等の状況にあるときは、早期避難のための体制を確立しておくこと。

なお、夜間の災害の発生に際しては一層の混乱が予測されることから、夜間における訓練又は夜間を想定した訓練も併せて実施すること。

さらに、海岸、湖岸、河川近く等の津波による被害が予測される施設においては、津波警報が発令された場合の避難場所、避難経路をあらかじめ確認し職員等に周知するとともに、早期避難のための地域の自治会や近隣の住民との連携体制を構築しておくこと。

(別紙)

また、消火設備、警報設備、避難設備等の設備が設置され、常時機能するよう管理すること。

## 7 生活関連物資等の確保

断水、停電、道路遮断等に備え、日ごろから水、食糧、燃料等の備蓄に努めること。

## 8 「防災（避難）台帳」の整備

「防災（避難）台帳」（様式1）は、災害発生時の協力機関等を、あらかじめ把握し、緊急時の迅速な避難等の対応に役立つためのものであり、施設等において、日常的に管理整備しておくこと。

## 9 事業所間の災害支援協定の締結

大規模災害に備え、あらかじめ県内の施設や近隣県の施設との間で、災害時における被災施設入所者の他施設への避難・被災施設からの受入れ、介護職員等の被災施設への派遣・他施設からの受入れなどの支援について、協定を締結するための検討を行うこと。

## 10 地域との連携

日ごろから地域や市町との関係を深め、災害時には地域住民からの支援の受入れや地域の要援護者の避難の受入れなど双方向の連携について検討すること。